

瀬谷公会堂使用のしおり

【使用の申込】

- (1) 講堂または全館の使用が土曜・日曜・祝日のときの申込は、6 か月前の第一水曜日午前 9 時に抽選により受付ます。(平日の場合は、6 か月前の 1 日から)
- (2) 会議室・和室は、使用する日の 3 か月前の 1 日から。(例：9 月 7 日使用予定は 6 月 1 日から予約開始、以後は先着順)
- (3) 市外の方の申込は、使用する日の 1 か月前の 1 日から。

【使用の許可】

- (1) 公会堂の使用を申込み方は、「公会堂使用許可申請書」を提出し、使用料を前納していただき、「公会堂使用許可書」をお受取ください。
- (2) 予約をされた方は予約した日から 10 日以内に手続きをお願いします。

【使用を許可しない場合】

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 物品を展示又は販売する等のために使用するとき。
- (3) 会合の性質が騒乱を起こす恐れがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があるとき、その他市長が必要と認めるとき。

【使用許可の取消等】

- (1) 横浜市公会堂条例又はこの条例に基づく指示に違反したとき。
- (2) 地震その他の災害により公会堂が使用できないとき。
- (3) 使用を許可しない場合に該当する事由が発生したとき。

【使用料の返還】

- (1) 災害、地震等の不可抗力により公会堂が閉館された時は、既納の使用料の全額を申請により返還します。
- (2) 使用日の 1 か月前までに使用の取消しを申し出たときは、既納の使用料の 8 割の範囲で申請により返還します。

<p>横 浜 市 瀬 谷 公 会 堂 〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地 TEL (045)367-5770・5771 FAX (045)367-5770</p>

【使用上の注意事項】

(1) 開館時間等について

公会堂の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時です。催し物の準備、後片づけ、原状回復、退出等に要する時間も含まれます。

公会堂に入場できる時間は午前 9 時(午後から使用される場合は午後 1 時、夜間ご利用の場合は午後 5 時 30 分)です。(時間前の入場はできません)

催し物の都合で時間を延長する場合は、管理運営上支障のない場合のみ認めますが、1 時間以内の超過は 3 割増、1 時間を超えるときは新たな申請とみなし、その区分の使用料をいただきます。

付属設備、物品等を破損または紛失した時は、弁償していただく事となりますので、取り扱いに充分ご注意ください。

(2) 音響、照明設備について

主催者側で操作していただきますので、事前に打合せして下さい。

(3) ポスター・掲示物等について

ポスター等は必要最小限とし、必ず製図用テープ(ドラフティングテープ)をご使用ください。

床にコード等を固定するときは布ガムテープを、舞台等に印をつけるときはビニールテープをご使用ください。(紙ガムテープ・セロハンテープ等は、剥がれないので使用しないでください。)

催し物終了後、ポスターやテープ類は、すべてきちんとはがしてください。

(4) 持参していただくものなど

ごみはすべて持ち帰っていただきますので、ごみ袋をご用意ください。

画鋏、布ガムテープ、マジック、紙などの事務用品も、ご用意をお願いします。

茶器、ポットは備えてありますが、茶葉はご持参ください。

(5) 非常災害等に際してのお願い

講堂を 100 人以上でご利用の場合、「災害時の防災協力員届け」を提出していただき、100 人に 1 人の割合で「防災協力員」の方をお願いします。腕章をつけて「会場整理」、災害時の「避難誘導」等を担当していただきます。

地震等の場合、近い非常口から外に避難するよう誘導してください。

(6) その他

施設内は全面禁煙です。喫煙は建物外の指定された場所をお願いします。

講堂での飲食はできません。ロビーをお願いします。

駐車場は 16 台分しかありませんので、入場者の方へご周知をお願いします。